

○真岡市中心市街地空き店舗等活用事業補助金交付要綱

平成27年 3 月 24 日

告示第26号

改正 平成27年 7 月 1 日告示第82号

平成29年 3 月 21日告示第24号

令和 3 年 3 月 19日告示第31号

令和 5 年 3 月 16日告示第36号

令和 6 年 4 月 24日告示第101号

(趣旨)

第 1 条 真岡市中心市街地空き店舗等活用事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、真岡市補助金等交付規則（昭和43年規則第 2 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 補助金は、空き店舗の利活用の促進を図ることにより、中心市街地の魅力と賑わいを創出し、中心市街地の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 空き店舗 過去に営業の用に供されていた物件であって、補助金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）において、営業の用に供し、又は開店に伴う改装工事等を行っていないものをいう。
- (2) 中小企業者 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第 2 条第 1 項第 2 号の 2 から第 6 号までのいずれかに該当する者をいう。ただし、同項第 3 号に定める者のうち、中小小売商業振興法施行令（昭和48年政令第286号）第 1 条の表 1 の項及び 2 の項に定める業種を除く。
- (3) 商店街団体 真岡市商店会連合会に所属する商店会その他これに類する商店街組織をいう。
- (4) コミュニティ団体 区、町会等の自治会組織又は市長が認める特定非営利活動法人等をいう。
- (5) チャレンジショップ 新規開業者を育成支援するため、期間限定で貸与する店舗をいう。

(交付の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 別表第1に掲げる対象区域（以下「対象区域」という。）内にある空き店舗において、次に掲げるいずれかの業種（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する業種を除く。）を自ら営もうとする個人又は中小企業者であること。

ア 小売業 日本標準産業分類に掲げる中分類56「各種商品小売業」、57「織物・衣服・身の回り品小売業」、58「飲食料品小売業」、59「機械器具小売業」及び60「その他の小売業」をいう。

イ 宿泊業 日本標準産業分類に掲げる中分類75「宿泊業」をいう。

ウ 飲食サービス業 日本標準産業分類に掲げる中分類76「飲食店」及び77「持ち帰り・配達飲食サービス業」をいう。

エ 生活関連サービス業 日本標準産業分類に掲げる中分類78「洗濯・理容・美容・浴場業」をいう。

オ 娯楽業 日本標準産業分類に掲げる小分類804「スポーツ施設提供業」をいう。

カ 教育、学習支援業 日本標準産業分類に掲げる中分類82「その他の教育、学習支援業」をいう。

キ 医療、福祉 日本標準産業分類に掲げる小分類835「施術業」をいう。

ク その他市長が適当と認めるもの

(2) 当該空き店舗を賃借し、又は使用貸借すること。

(3) 当該空き店舗への出店にあたって、真岡商工会議所又はにのみや商工会の経営指導を受け、経営計画があること。

(4) 当該空き店舗を転貸して事業を営むものでないこと。

(5) 市税等の滞納がないこと。

(6) 対象区域内の店舗から対象区域内の空き店舗へ移転するものでないこと。ただし、事業拡大に伴い移転する場合その他市長が特に認める場合はこの限りではない。

(7) 申請日前1年以内に、対象区域内の店舗における営業を廃し、当該店舗が空き店舗となっていないこと。

(8) 当該空き店舗において、2年以上継続して営業すること（第1号に掲げる業種に限る。）が見込まれること。

(9) 当該空き店舗において、週5日以上営業し、かつ、夜間（午後5時から翌日の午前

5時までの時間帯をいう。)のみの営業でないこと。

(10) 当該空き店舗への出店にあたって、他の公的補助を受けていないこと。

(11) 過去に、当該空き店舗で営業し、かつ、当該営業を開始するにあたって補助金の交付を受けていないこと。

(12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと(同居する親族がある場合にあっては、当該親族を含む。))。

2 前項の規定にかかわらず、対象区域内にある空き店舗を、地域コミュニティの活性化に資する新たな事業の実施拠点又は不足業種補完のための活動拠点として活用すると認められる商店街団体又はコミュニティ団体(第7条第7号において「団体等」という。)についても、補助対象者とする。

3 第1項の規定にかかわらず、対象区域内にある空き店舗においてチャレンジショップを運営しようとする真岡商工会議所又はにのみや商工会についても、補助対象者とする。

4 市長は、前3項に定めるもののほか、補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助率、補助期間等及び補助限度額は、別表第2のとおりとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、別表第2に定めるところにより算出した額を基礎として、予算の範囲内で交付する。

2 算定した補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、真岡市中心市街地空き店舗等活用事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。ただし、市長が認めるときは、添える書類を省略することができる。

(1) 事業(開業)計画書(様式第2号)

(2) 店舗の賃貸借契約書、使用貸借契約書又は店舗契約金等の領収書の写し

(3) 改装に係る工事設計書又は見積書

(4) 店舗の位置図及び平面図

(5) 改装前の状況を示す写真

(6) 継続して事業を営む旨の宣誓書

(7) 活動状況を示す書類（団体等が申請する場合に限る。）

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、真岡商工会議所及びにのみや商工会に意見を聴いた上で、その内容を審査し、適当と認めたときは、真岡市中心市街地空き店舗等活用事業補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の対象となる事業が完了したときは、速やかに真岡市中心市街地空き店舗等活用事業補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第5号）

(2) 収支決算書（様式第6号）

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、第8条による決定の内容に適合するときは、補助金の額を確定し、真岡市中心市街地空き店舗等活用事業補助金額確定通知書（別記様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 前条の規定による補助金の額の決定を受けた交付決定者は、真岡市中心市街地空き店舗等活用事業補助金交付請求書（別記様式第8号）により、市長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 前項の請求書に添える書類は、交付決定通知書の写し及び別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる書類とする。

3 第1項の規定による請求は、別表第3の左欄の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる時期に行うものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、第4条第1項各号のいずれかに該当しなくなった場合等において、補助金の交付決定を取り消し、又は変更したときは、当該取消し又は変更に係る補助金の返還を命じることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(適用期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

(真岡市空き店舗改装費補助金交付要綱の廃止)

2 真岡市空き店舗改装費補助金交付要綱（平成24年告示第42号）は、廃止する。

改正文（平成27年告示第82号）抄

平成27年7月1日から適用する。

改正文（平成29年告示第24号）抄

平成29年4月1日から適用する。

改正文（令和3年告示第31号）抄

令和3年4月1日から適用する。

改正文（令和5年告示第36号）抄

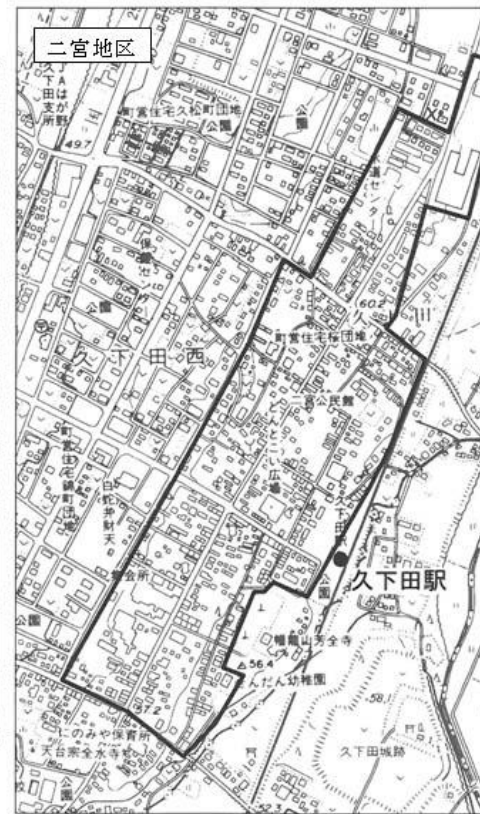
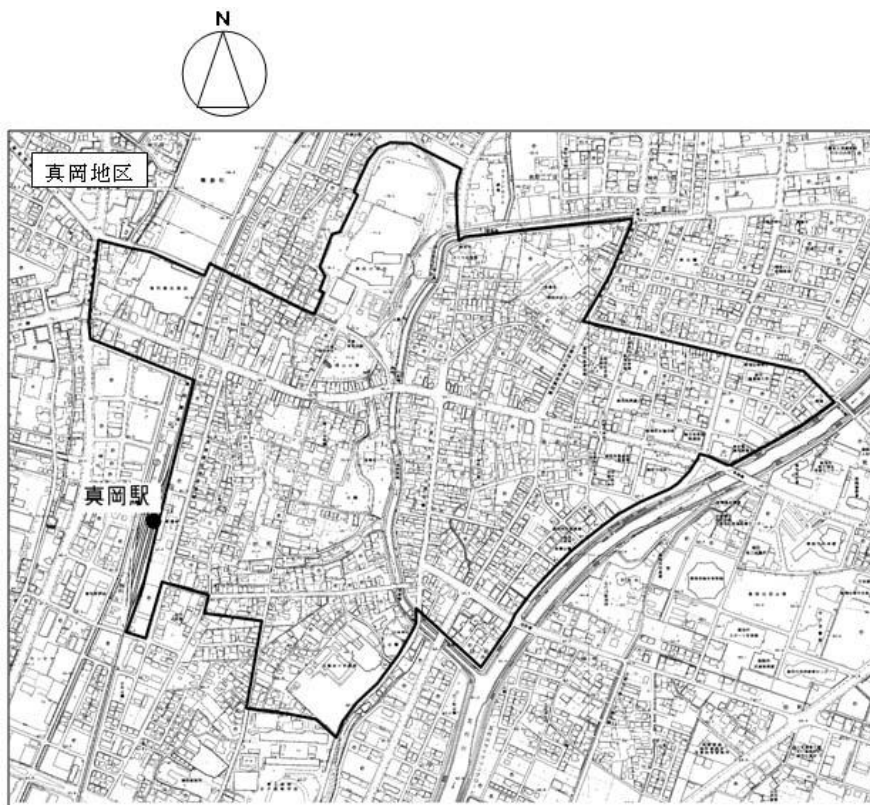
令和5年4月1日から適用する。

改正文（令和6年告示第101号）抄

令和6年4月24日から適用する。

別表第1（第4条関係）

対象区域



別表第2（第5条関係）

事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助期間等	限度額
空き店舗改修 補助事業	個人、中小企業 者	開業に係る店舗 改装費（店舗兼用 住宅において生 活空間と事業空 間の分離に要す る経費を含む。以 下同じ。）	1/2	開業時	60万円
	商店街団体、コ ミュニティ団体	開業に係る店舗 改装費	3/4	開業時	60万円
	商工会議所、商 工会	開業に係る店舗 改装費	3/4	開業時	500万円
空き店舗家賃 補助事業	個人、中小企業 者	家賃（礼金、敷金 等を除く。）	1/2	開業した日の属 する月から12月	月3万円

	商店街団体、コミュニティ団体	家賃（礼金、敷金等を除く。）	3/4	開業した日の属する月から36月	月3万円
	商工会議所、商工会	家賃（礼金、敷金等を除く。）	3/4	賃貸借（商工会議所又は商工会と空き店舗の所有者との賃貸借をいう。）期間	月15万円

別表第3（第11条関係）

区分	添付する書類	請求の時期
開業に係る店舗改装費	(1) 開業に係る店舗改装費の領収書の写し (2) 改装後の状況を示す写真	開業した日から2月以内（開業した日からその日の属する年度の末日までの期間が2月に満たないときは、第10条の規定による通知を受けた後）
家賃	補助期間に係る家賃の領収書の写し	(1) 当該請求につき補助期間に係る家賃を3月以上支払った後 (2) 当該年度の補助期間に係る家賃の全部を支払ったときは、第10条の規定による通知を受けた後

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

真岡市長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名 印

電話

真岡市中心市街地空き店舗等活用事業補助金交付申請書

真岡市中心市街地空き店舗等活用事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、
下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 店舗の所在地
- 3 店舗の名称
- 4 業種
- 5 店舗開店（予定）日 年 月 日
- 6 交付申請金額の内訳

(1) 改装費補助 円（千円未満切捨て）

工事等の種類	金額
	円
	円
	円
	円
合計	円

対象となる店舗改装費 円 × _____ % = _____ 円

工事期間（予定） 年 月 日から 年 月 日

(2) 家賃補助 円（千円未満切捨て）

賃貸契約金額 月額 円 × _____ % = _____ 円

契約期間 年 月 日から 年 月 日

当該年度の契約期間 年 月 日から 年 月 日

7 添付書類

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 事業（開業）計画書 | (5) 改装前の状況を示す写真 |
| (2) 店舗の賃貸契約書等の写し | (6) 継続して事業を営む旨の宣誓書 |
| (3) 改装に係る工事設計書又は見積書 | (7) 団体等の活動状況を示す書類 |
| (4) 店舗の位置図及び平面図 | |

同 意 書

年 月 日

真岡市長 様

真岡市中心市街地空き店舗等活用事業補助金の申請に当たって、市税の納付状況を確認することに同意します。

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名 印

事業(開業)計画書

平成 年 月 日

真岡市長 様

〔申込人〕

住所

補助金の交付を受けたいので、
次のとおり事業計画を提出します。

会社名

氏名または
代表社名



1. 事業概要

開 業 形 態	個人事業 ・ 会社事業	商 号(個人) 会社名(法人)	
開業(予定)住所	電話 ()		
開業届出(個人) 設立登記(法人)	有 ・ 無	開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	平成 年 月 日
業 種		資 本 金	[会社設立(予定)の場合] 円
従 業 員 数	名	取扱品	
現在までの経歴 及び職歴			
開業動機・目的			
開業に必要な 知識、技術、 ノウハウの習得			
具体的事業内容 (事業着手の状況等を含む)			

2. 創業準備の着手状況〔下記の該当事項に○印をつけてください〕

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 店舗を賃借するための権利金・敷金支払済である。
- ウ 商品・原材料の仕入を行っている。
- エ 事業に必要な許認可を受けている。
- オ 事業に必要な許認可等の申請が受理されている。
- カ その他(具体的に記入してください。)

〔 〕

3. 資金計画

	名 称	金 額	積 算 内 容
運転資金	商品・材料等の仕入資金	千円	
	人件費等		
	店舗賃借料		
	その他の資金		
	計	A 千円	

	区分	名 称	型式・能力	数量・単価・金額	発注先
設備資金	店 舗 改装費				
	機械器具				
	什器備品 等				
	計			B 千円	

4. 今回の資金計画による必要資金合計

A+B= 千円 (C)

5. 資金調達計画

自己資金	預 金			預金以外	
	預け先(金融機関名等)	種 別	金 額	種 別	金 額
			千円	有価証券	千円
			千円		
自己資金合計			千円		
借入金等 (※)	借 入 先	年利	借入額	月返済額	借入期間
	今回の借入額	%	千円	千円	・ ～ ・
		%	千円	千円	・ ～ ・
		%	千円	千円	・ ～ ・
	借入金等合計		千円	調達資金 合 計	C 千円
市補助金	対象となる店舗改装費の %		千円		
	店舗賃借料の %		千円		

(※) 今回の資金調達計画の中による借入金等をご記入ください。

6. 収支計画(今後1年間分)

支 出		収 入	
仕入高	千円	売上高	千円
外注工賃		工賃収入	
人件費		雑収入	
店舗賃借料			
その他の費用			
利益			
計		計	

7. 販売・仕入先

主な販売先・受注先	販売・受注予定額	回収方法	主な仕入先・外注先	仕入・外注予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	

8. 借入金等状況(※)

借入先等	資金使途	借入残高	残存返済期間	年間返済額
		千円	カ月	千円

(※) 現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外について記入してください。

9. 指導機関等の所見

項 目		理 由 等
経営者に 係る事項	積極性	
	計画性	
	計数概念	
事業計画に 係る事項	立地条件	
	収益力	
	市場性及 び将来性	
	投資計画 の妥当性	
〔総合所見〕		
商工会議所または商工会 経営指導担当者		㊟

様式第 3 号（第 8 条関係）

真岡市指令第 号
年 月 日

様

真岡市長 印

真岡市中心市街地空き店舗等活用事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった真岡市中心市街地空き店舗等
活用事業補助金について、次のとおり決定したので真岡市中心市街地空き店
舗等活用事業補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

- 1 補助金額 円
- 2 交付条件

様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

真岡市長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名 印

電話

真岡市中心市街地空き店舗等活用事業補助金実績報告書

中心市街地空き店舗等活用事業補助金に係る事業が完了したので、真岡市中心市街地空き店舗等活用事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおりその実績を報告します。

記

1 店舗の所在地

2 補助金額

3 着手年月日 年 月 日

4 完了年月日 年 月 日

5 開店年月日 年 月 日

6 添付書類

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

様式第 5 号（第 9 条関係）

事 業 実 績 書

区 分	内 容
補助対象事業の種類	
店舗の名称	
店舗の所在地	
店舗の面積	m ²
業 種	
店舗の経営者等	(住所) (名称) (氏名又は代表者名)
出店日	年 月 日
補助事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
添 付 書 類	

様式第 6 号 (第 9 条関係)

中心市街地空き店舗等活用事業補助金収支決算書

収入の部 (円)

項目	予 定 額	決 算 額	差 引		摘 要
			増	減	
自 己 資 金					
借 入 金 等					
市 補 助 金					
計					

支出の部 (円)

項目	予定額	決算額	差引		摘要
			増	減	
計					

様式第7号（第10条関係）

真岡市指令第 号
年 月 日

様

真岡市長 印

真岡市中心市街地空き店舗等活用事業補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定(変更の決定)
をした中心市街地空き店舗等活用事業補助金の額を 円
に確定します。

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

真岡市中心市街地空き店舗等活用事業補助金交付請求書

年 月 日

真岡市長 様

請求者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

⑨

電話

年 月 日付け第 号で交付の決定（変更の決定）
を受けた中心市街地空き店舗等活用事業補助金の交付を次のとおり請求します。

補助対象事業の名称		中心市街地空き店舗等活用事業（家賃・改装費）		
交付（変更）決定額		円		
既交付額		円		
今回交付請求額		円		
未交付額		円		
振 込 先	金融機関名	銀行・信用金庫 農協・労働金庫		
	店名等	本店・支店・出張所		
	口座種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ 口座名義人			
添付書類		(1) 中心市街地空き店舗等活用事業補助金交付 決定通知書の写し (2) 領収書の写し		

様式第 1 号 (第 7 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 9 条関係)

様式第 5 号 (第 9 条関係)

様式第 6 号 (第 9 条関係)

様式第 7 号 (第 10 条関係)

様式第 8 号 (第 11 条関係)